

議第56号

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年6月13日提出

土岐市長 加藤靖也

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年土岐市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「固定資産税の」の次に「課税免除及び」を加える。

第1条中「係る」の次に「課税免除及び」を加える。

第2条の見出しを「（課税免除及び不均一課税）」に改め、同条第1項中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「の税率」を削り、「かかわらず」の次に「、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地の全部を事業の用に供した日の属する年の翌年の1月1日を固定資産税の賦課期日とする年度（以下「初年度」という。）から3年間は課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業についての固定資産税の税率は」を加え、「事業中同表の中欄に掲げる」を削り、同項の表を次のように改める。

年度の区分	税率
初年度	100分の0
第2年度（初年度の翌年度）	100分の0.467
第3年度（第2年度の翌年度）	100分の0.933

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第4条及び第5条中「第1項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）の施行の日以後に行う課税免除及び不均一課税について適用し、同日前に行われた申請に係る不均一課税については、なお従前の例による。

（土岐市企業立地促進条例の一部改正）

第3条 土岐市企業立地促進条例（平成18年土岐市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2 事業所設置奨励金の項交付基準及び交付額の欄中「土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を「土岐市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

議第57号

駅前広場整備第2期工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成30年6月13日提出

土岐市長 加藤 靖也

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 駅前広場整備第2期工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 235,440,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜県土岐市土岐津町土岐口1956番地
館林建設株式会社
代表取締役 館林 慶二 |

議第58号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月13日提出

土岐市長 加藤 靖也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | CD-I型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得の方法 | 一般競争入札による買入れ |
| 3 | 取得の価格 | 36,720,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |